平成２３年（フ）第４９５号
京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字鳥居前14番地20
債務者　山本　智子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６８７号
京都市右京区太秦井戸ケ尻町18番地29
債務者　信田　孝弘
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７１４号
京都市北区西賀茂榿ノ木町26番地　第一五月荘３号室
債務者　松村タクシーこと　松村　　誠
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７２９号
京都府宇治市菟道出口30番地の90
債務者　松本こと　朴　　東明
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７４９号
京都市山科区椥辻平田町67番地１　ドルチェ椥辻315号
債務者　藤堂比呂美
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７５６号
京都市山科区西野今屋敷町60番地
債務者　坂電気こと　坂　　司郎
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７８４号
京都市中京区醒ケ井通錦小路下る藤西町587番地、前住所滋賀県大津市南郷５丁目12番10―1303号
債務者　竹村　彰一
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０６号
島根県安来市広瀬町広瀬1511番地
債務者　森脇　正二
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２５号
松江市西津田７丁目４―10　美幸荘22号室、住民票上の住所松江市東津田町323番地１シャムロック205号室
債務者　須川　直矢
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２６３号
高知市御畳瀬56番地
債務者　西本　眞一
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２６４号
高知市御畳瀬56番地
債務者　西本　惠美
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２０２号
大分県別府市大字内竈1418番地　県営亀川住宅２Ａ―１―305号
債務者　本田　耕司
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２０９号
大分市王子西町３番22号　アスティオン学園通り303
債務者　鈴木　康子（旧姓島末）
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２６５号
千葉県松戸市北松戸３丁目１番地の６　クリオ北松戸壱番館109号
債務者　荏原　　透
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３０２号
千葉県松戸市下矢切98番地の５　睦荘101号
債務者　村上　仁一
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３０６号
千葉県流山市加４丁目２番地の７
債務者　深井　俊之
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３２１号
千葉県流山市大字平方250番地の42
債務者　大和田奈美子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３３５号
千葉県松戸市小山523番地の８　サングリーン松戸Ｂ―302号
債務者　岸　　竜也
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部